

指定障害福祉サービス等及び岐阜市地域生活支援事業等における 事故・事件発生時の報告取扱い基準

平成24年 4月 1日 決裁
平成26年 4月 1日 改正
平成31年 4月 1日 改正
令和 8年 7月 6日 改正

1 事故、事件発生時の報告の対象となる事業

- ① 岐阜市が指定する指定障害福祉サービス事業者、指定障害児通所支援事業者によって提供されるサービス並びに指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定児童相談支援事業者（以下「指定相談支援事業者」という。）によって提供されるサービス。
- ② 岐阜市地域生活支援事業者によって提供されるサービス。

2 報告の範囲

各事業者は、次の①～④の場合、岐阜市へ報告を行うこととする。

① サービスの提供による、利用者のケガ又は死亡事故の発生

注1) 「サービスの提供による」とは送迎・通院等の間の事故も含む。

利用者が事業所内にいる間は「サービスの提供中」に含まれるものとする。

注2) ケガの程度については、外部の医療機関で受診を要したものを原則とするが、それ以外でも家族等に連絡しておいた方がよいと判断されるものについても報告すること。

注3) 事業者側の過失の有無は問わない（利用者の自己過失によるケガであっても、注2に該当する場合は報告すること）。

注4) 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性のあるとき（トラブルになる可能性があるとき）は報告すること。

注5) 利用者が、事故発生からある程度の期間を経てからその事故が起因で死亡したと考えられる場合は、事業者は速やかに、岐阜市へ連絡もしくは報告書を再提出すること。

② 食中毒及び感染症等の発生

注) 食中毒・感染症（「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に定めるもの）について岐阜市へ報告すること。

なお、これらについて、関連する法令等に定める届出義務がある場合は、これに従うこと。

③ 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生

注) 利用者の処遇に影響があるもの（例：利用者からの預り金の横領、送迎時の交通事故など）については報告すること。

④ その他、報告が必要と認められる事故、事件の発生

3 報告の手順

① 事故、事件後、各事業者は、速やかに岐阜市へ電話又はLoGo フォーム等で報告することとする。（第一報）

注1) 電話の場合は、連絡者の名前を名乗るとともに、受付者の名前を確認すること。また、LoGo フォームの場合は、到着したかどうかの確認を行うこと。

注2) 「速やかに」の期限については最大限の努力をして可能な範囲とする。例えば、午後に事故、事件が起こり、処置等のために数時間を要し、終業時間が過ぎた場合には、翌朝早くに報告を行ったり、

金曜日夕刻に事故、事件が発生した場合には、土日の間にLoGo フォームで送信しておき、月曜日朝早くに電話確認を行うなど、社会通念に照らして、最大限の努力をすることが必要。

注3) LoGo フォーム等に使う書式については、4に定める書式を用いてもよい。

(②③の順に、同じ書式を使って、徐々に必要な箇所が埋まっていく形でもよい。)

② 事故、事件処理の経過についても、電話又はLoGo フォーム等で適宜報告することとする。

③ 事故、事件処理の区切りがついたところで定められた書式の「事故・事件報告書」を用いて文書で報告することとする。

4 報告の書式

別添「事故・事件報告書」を標準とする。

5 報告先

1で定める事業者等については、2で定める事故、事件が発生した場合、3の手順により、障がい福祉課に報告することとする。

注) 報告には利用者の個人情報が含まれるためその取扱いに十分注意するものとする。

6 報告を受けた後の対応

報告を受けた担当課においては、事故、事件に係る状況を把握するとともに、当該事業者の対応状況に応じた必要な対応を行うものとする。

[必要な対応として考えられるもの]

① 事業者の事故、事件に対する対応の確認

→事故、事件への対応が終了していないか、または明らかに不足している場合は、苦情やトラブルを未然に防ぐとともに事故防止の観点等から必要な指導を行う。

② 事故防止の観点から市においての対応が必要と判断された場合

→以下の事由による事故、事件の場合は、事故等事例として事業者指導や、注意を喚起する通知等へ活用するとともに、県への情報提供も行う。

なお、事例紹介等の際は、報告事業者名、所在地が特定できないよう配慮することとする。

(1) 事故、事件により利用者が死亡したもの

(2) 特異な事由が原因となっていると思われるもの。

(3) 利用者への身体拘束が事故の原因となっていると思われるもの。

(4) 職員の不祥事や法令違反等が原因となっていると思われるもの。

(5) その他、他の事業者事例として情報提供する事によって、同様の事故、事件の発生が防止できると思われるもの。